

和歌山大学成績評価実施における不正行為に関する取扱要項

令和元年10月16日
教務委員会決定
令和3年2月8日
教務委員会一部改正

(目的)

第1条 この取扱要項は、和歌山大学成績評価実施規程第5条の規定に基づき、単位認定試験並びに単位認定試験に代える授業等における評価又はレポート等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為を防止するとともに、不正行為が判明した場合の取扱いを定め、適正な教育環境を維持することを目的とする。

(不正行為の防止)

第2条 授業担当教員又は試験監督者（以下「授業担当教員等」という。）は、単位認定試験等の実施に当たり、持込参照物等の許可及び禁止行為を事前に周知し、不正行為の未然防止に努めなければならない。

(不正行為の対象となる行為)

第3条 単位認定試験等における不正行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 試験(授業内で実施される小テスト等を含む。以下同じ。)における不正行為
 - ア 身代わり受験を依頼すること又は代わりに受験すること。
 - イ カンニングペーパーの使用又は授業担当教員から許可のない持込参照物、機器等による情報を参照し解答すること。
 - ウ 授業担当教員等から許可された持込参照物の貸借。
 - エ 他者の答案を見ること又は解答を尋ねること。
 - オ 授業担当教員等の注意又は指示に従わず成績評価に支障をきたす行為。
 - カ アからオまでに掲げる行為を幫助すること。
 - キ その他公正な試験を妨げると認められる行為
- (2) 単位認定試験に代える授業等における評価又はレポート(成績評価の対象となる小レポート等を含む。以下同じ。), 作品等の作成における不正行為
 - ア 出席又は発表等に関する虚偽申告
 - イ 作成において、捏造、改ざん、盗用等を行うこと。
 - ウ 他者のレポート、作品等を自分のものとして提出すること。
 - エ アからウまでに掲げる行為を幫助すること。
 - オ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

(不正行為の確認及び報告)

第4条 不正行為を発見した場合には、発見者は、当該授業科目開設学部等（以下「開設学部等」という。）に報告し、授業担当教員及び開設学部等の教務委員等と共に、受験者本人と不正行為に係る事実関係を確認する。

- 2 前項において、不正行為の事実関係が明らかでない場合は、開設学部等の教務委員会等が、発見者の報告内容をもとに、事実確認の要否を判断する。
- 3 第1項により不正行為が認められた場合、発見者、授業担当教員及び開設学部等の教務委員等は不正行為状況報告書（様式第1）を作成し、開設学部等に報告する。
- 4 前項の報告を受けた開設学部等の長は、不正行為状況報告書を確認し、不正行為があったと認めた場合は教務委員長に報告する。

(成績評価を無効とする授業科目)

第5条 成績評価を無効とする授業科目は次のとおりとする。

- (1) 不正行為が第1クォーター又は第3クォーターの場合は、当該クォーターの全科目
- (2) 不正行為が第2クォーターの場合は、第2クォーター及び前期semesterの全科目

(3) 不正行為が第4クォーターの場合は、第4クォーター、後期セメスター及び通年の全科目

2 集中講義や実習等で成績評価の時期や態様が異なる授業科目は、前項各号の不正行為による無効の対象とせず、当該科目で不正行為を行った場合のみ無効とする。

附 則

この取扱要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正取扱要項は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この改正取扱要項は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1) 省略